

高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 この要綱は、令和2年4月28日から施行する。</p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

別表 2

種目	原資	略	借入限度額 (原則として総借入額は 被害額以内)	基準金利
施設 資金	漁業近代化資金	略	略	略
	プロパー資金		略	
	沿岸漁業等 経営育成資金		略	
経営 資金	プロパー資金	略	第2条第1号に該当する被 害漁業者 1千万円以内	第2条第1号に該 当する被害漁業者 近代化資金 基準金利
	沿岸漁業等 経営育成資金		第2条第2号に該当する被 害漁業者 3千万円以内	第2条第2号に該 当する被害漁業者 沿岸漁業等経営 育成資金基準金利
	沿岸漁業等 経営育成資金		略	略

別表 2

種目	原資	略	借入限度額 (原則として総借入額は 被害額以内)	基準金利
施設 資金	漁業近代化資金	略	略	略
	プロパー資金		略	
	沿岸漁業等 経営育成資金		略	
経営 資金	プロパー資金	略	1千万円以内	近代化資金 基準金利
	沿岸漁業等 経営育成資金		略	略

高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

左の貸付利率の期間	略	償還方法	略	融資機関	左の貸付利率の期間	略	償還方法	略	融資機関			
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略			
略		略			略							
略		略			略							
第2条第1号に該当する被害漁業者 1年間 (再借入可能5年間)		第2条第1号に該当する被害漁業者 期日一括償還		第2条第1号に該当する被害漁業者 信漁連 農林中央金庫 銀行 信用金庫 信用組合	1年間(再借入可能5年間)		略			略	期日一括償還	信漁連 農林中央金庫
第2条第2号に該当する被害漁業者 5年間		第2条第2号に該当する被害漁業者 原資金と同じ		第2条第2号に該当する被害漁業者 信漁連								銀行 信用金庫 信用組合
1年間(再借入可能5年間)		略		略								略
同上	同上	同上	同上	略	略	略						

注 略

注 略